



平成 26 年 4 月 3 日

各 位

会 社 名 株式会社フジクラ  
代表者名 取締役社長 長浜 洋一  
(コード番号 5803 東証第一部)  
問合せ先 執行役員  
コーポレート企画室長  
小田 康之  
(TEL. 03-5606-1112)

電力ケーブルに係る欧州競争法違反行為に対する欧州委員会の決定について

当社に対して、平成 26 年 4 月 2 日付で、電力ケーブル事業（平成 13 年 10 月に株式会社ビスキャスに譲渡）において欧州競争法令に違反する行為があったとして、欧州委員会から制裁金を課す旨の決定がなされました。また、当社の持分法適用関連会社である株式会社ビスキャス（当社出資比率 50%）に対しても同様の決定がなされましたのでお知らせいたします。

記

1. 決定の内容

当社が他の電力ケーブルメーカーと共謀し、意図的に欧州市場へ参入しない旨の合意を形成していたとして、平成 11 年 2 月から同 13 年 9 月を制裁金算定の対象期間として、制裁金 8,152,000 ユーロ（約 12 億円）を課するという内容です。また、株式会社ビスキャスについても同様の理由により、平成 13 年 10 月から同 21 年 1 月を制裁金算定の対象期間として、制裁金 34,992,000 ユーロ（約 50 億円）を課するという内容です。

2. 今後の対応

当社は平成 22 年 11 月に欧州委員会から、電力ケーブルの売上高等について質問を受け、また、平成 23 年 7 月には、当社の過去の行為が欧州競争法に違反するとの主張を含む異議告知書を受領しました。当社はこれらに対し、調査に積極的に協力するとともに、違反行為の有無については、欧州市場への不参入に係る合意や市場参入能力・可能性の不存在等について反論を続けてきたところです。

当社は今般の決定の内容を詳細に検討の上、専門家の意見も踏まえ今後の対応を決定します。

3. 当社の業績に与える影響

当社は、平成 26 年 3 月期個別及び連結決算において、当社に賦課された上記制裁金約 12 億円を特別損失として計上する予定です。また、平成 26 年 3 月期連結決算において、株式会社ビスキャスに賦課された上記制裁金の持分相当額約 25 億円を営業外費用として計上する予定です。本件による平成 26 年 3 月期通期の連結業績予想の修正はありません。

以 上